

令和2年2月19日

各地域包括支援センター
各訪問介護サービス事業者
各通所介護サービス事業者
各居宅介護支援事業者 様

伊勢市 介護保険課長

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業の加算の一部訂正について

平素は、伊勢市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス単価については、令和元年10月1日付けで改正を行ったところですが、加算の一部について誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

なお、単位数マスタデータについては、再度のデータの取り込み等のお手数をおかけしないよう現時点では修正を行いませんので、事業所様におかれましては、該当のコードを使用しないようお願いいたします。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 訂正内容

通所介護における生きがいデイサービス（通所型サービスA）の「介護職員等特定処遇改善加算」の設定を「なし」とします。

2 理由

通所介護の介護職員等特定処遇改善加算Ⅰは、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることが要件となっているが、生きがいデイサービスにおいてはサービス提供体制強化加算の設定がなく算定できないため。

3 サービスコード表における該当箇所

サービスコード		算定項目	
種類	項目		
A6	6118	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
A6	6119		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)

4 添付資料

- ・総合事業報酬改正内容
- ・サービスコード表

伊勢市役所健康福祉部
介護保険課 介護給付係
0596-21-5560
kaigo@city.ise.mie.jp